

平成 19 年 1 月 26 日

岡山サッカーリーグ加盟各チーム代表者 殿

社会人サッカー連盟委員長
柴岡富美男

公式試合におけるユニフォームについて（通達）

前略

標記の件につきまして、従来から施行されているユニフォーム規程が改正され、平成 19 年度より施行されます。現在使用している登録ユニホームの内、規程に適合していない物については、下記の様な猶予期間を設けますので、期間内に規程に適合したユニホームに更新してください。但し、地域大会や全国大会に出場する場合は規程のユニフォームで出場すること。

記

	猶予期間
1、第5条【ユニフォームの色彩】について	
①シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものとしなければならない。	1年
②フィールドプレイヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。	1年
③チームは公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。	無
2、第6条【ユニフォームへの表示】について	
①番号は1から99を使用し、0は認めない。	無
②選手番号(背番号)に付いては、岡山サッカーリーグの試合においては個人に特定する必要はありません。共用も可能とします。	
③選手番号は服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄の場合には台地を付ける)であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。	1年
④チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技会に出場することは出来ない。	1年
⑤チーム名・エンブレム・ホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー名等それぞれの表示できる場所およびサイズは、規程に従うこと。	2年
3、その他	
①半袖の選手が長袖のアンダーウェアを着用して試合に出場する場合は長袖の選手と同様な色彩のアンダーウェアを着用しなければならない。	
②GK以外の全員が半袖のユニフォームに長袖のアンダーウェアを着用して試合に出場する場合は全員統一した色彩のアンダーウェアを着用しなければならない。	
4、罰則	
上記通達に違反したことが、連盟主催の各種大会や、県リーグ、各地区リーグにて確認され、その事実が運営委員より書面にて連盟に報告された場合に、当該チームに5万円の罰金を課す。	
連盟運営委員会にて審議した後に、罰金が妥当であると判断されて場合は、当該チームへ書面にて請求するので、期限内に指定口座に振り込むこと。(違反の確認とは、各種大会や各リーグの試合前のミーティング時に主審と運営委員とが違反を確認した場合を言う)	

以上